

院内感染対策指針（要旨）

1. 基本理念

われわれ医療従事者には、患者様の安全を確保するための不断の努力が求められている。医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび感染症が発生した場合であっても拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務である。社会医療法人盛和会 本田病院（以下、当院という）において、本指針により院内感染対策を行う。

2. 用語の定義

1) 院内感染

病院環境下で感染した全ての感染症を院内感染と言い、病院内という環境で感染した感染症であれば病院外で発症しても院内感染という。逆に病院内で発症しても、病院外（市中）で感染した感染症は、院内感染ではなく市中感染という。

2) 院内感染の対象者

院内感染の対象者は、入院・外来患者の別を問わず面会者、訪問者、医師、看護師、医療従事者、その他職員、さらには病院内で働く院外関連企業の職員等を含む。

3. 本指針について

1) 策定と変更

本指針は院内感染対策委員会（ICC）により策定したものである。また、院内感染対策委員会によって適宜変更するものであり、変更に際しては最新の科学的根拠に基づくものとする。

2) 職員への周知と遵守率向上

- ①本指針に記載された各対策は、全職員の協力の下に遵守率を高めなければならない。
- ②感染対策チーム（ICT）は、現場職員が自主的に各対策を実践するよう自覚を持ってケアに当たるよう誘導する。
- ③ICTは現場職員を教育啓発し、自ら進んで実践して行くよう動機付けをする。
- ④就職時の初期教育、定期的な教育、必要に応じた臨時教育を通して、全職員の感染対策に関する知識を高め、重要性を自覚するよう導く。
- ⑤定期的なICTラウンドを活用して、現場における効果的介入を試みる。写真撮影なども行い、問題点を明確化する。
- ⑥定期的に手指衛生や各種の感染対策の遵守状況につき監査するとともに、擦式消毒薬の使用量を調査して、その結果をフィードバックする（容器に使用量が分かるよう、線と日付を記しておくなど）

3) 本指針の閲覧

職員は患者様との情報の共有に努め、患者様およびその家族等から本指針の閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

令和5年4月1日 改定